

【55 解説文】 出征軍人凱旋協議会開設通知

(明治三十八年：一九〇五) (B)

発第三六五号

兼テ日露戦役ハ、既ニ講和文モ成立シ、
〈兼ねて日露戦役は、既(すで)に講和文も成立し、〉

休戦之協約相整ヒ、出征軍人逐次

〈休戦の協約相整い、出征軍人逐次(ちくじ)〉

凱旋之趣キニ有レ之候次第、就テハ本村

〈凱旋(がいせん)の趣(おもむ)きにこれ有り候次第、就(つ)いては本村〉

出征軍人ニ対シ、歡迎ノ準備法方其

〈出征軍人に対し、歡迎の準備法方其(ママ)の〉

他種々要用ノ件ニ付御協議得度、明来ル

〈他種々要用の件に付御協議得度(えたく)、来る〉

十月一日午前第九時、当役場内ニ於テ協

〈十月一日午前第九時、当役場内に於いて協〉

議会開設候条、全時不レ違当役場へ

〈議会開設候条、同時違(たが)わず当役場へ〉

御参集相成度、此段及ニ御通知ニ候也

〈御参集相成り度、此(こ)の段御通知に及び候也〉

明治三十八年九月二十九日

八幡村長 赤穂 要八

代理者 吉田新二郎 殿

二伸 本村戦病死者葬儀施行ノ儀ニ付、該遺

〈二伸(にしん) 本村戦病死者葬儀施行の儀に付、該遺〉

族ノ御見レ意ヲ糺合シ、御協議ノ上、期日并ニ

〈族の御意見を糺合(きゆうこう)し、御協議の上、期日並びに〉

施行法方ヲ定メ、序々準備致シ置度、就テハ

〈施行法方を定め、序々準備致し置き度、就いては〉

部内遺族者ノ御意見ヲ問ヒ合セ、御参集ノ

〈部内遺族者の御意見を問い合わせ、御参集の〉

際、御伝聞相成度、此段及ニ御依頼ニ候也

〈際、御伝聞相成り度、此の段御依頼に及び候也〉